



## ゆうあいらび 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問事業とは、児童福祉法に基づき、保護者の申請により、幼稚園、保育園、学校等へ訪問させていただきます。お子さんに対する支援、関わられている職員、先生への支援、依頼された保護者への支援を目的としています。

児童福祉法に基づき、サービス利用料全額の1割がご利用者負担となります。  
1回の訪問について1,071円ご負担頂きます。

\*各々受給者証の負担割合によって月額上限額が変わります。

サービス提供時間

月～金曜日 午前9:00～午後2:00まで

1施設につき、30分～2時間程度の訪問となります。

- 市町村から発行される受給者証が必要です。
- ご利用者（保護者）との契約を結びます。
- 訪問先となる施設と日程等を調整し、利用開始になります。
- 事業所より計画書を作成、同意が必要です。
- モニタリングにて経過報告、確認を致します。



\*お問い合わせ

ゆうあいらび 保育所等訪問支援事業

担当 千葉、結城、長谷川

受付時間 月～金 9:00～18:00

電話 0238-27-0067

携帯 080-8809-5004

Mail club-2@yuuai-kai.or.jp